

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	C3棟地下3階執務室の 通信器材等移設及び据付役務	DIH-LG-23078	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 1月 31日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	情報本部画像・地理部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部画像・地理部（以下，“官側”という。）の執務室の通信器材等移設及び据付に係る役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1 通信器材等

付表1及び付表2に示す対象器材をいう。

#### 1.2.2 移設

通信器材等を現在の設置場所から搬出し、指定する場所へ搬入することをいう。

#### 1.2.3 据付

搬入した通信器材等を指定の位置に配置すること及び移設のために分解した機器を指定の位置に組み立て設置することをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### 1.3.1 引用文書

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

#### 1.3.2 関連文書

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 本役務の概要

本役務は、官側の執務室A及び執務室Bに設置している通信器材等について、それぞれ官側が指示する移設先に移設及び据付するものである。

### 2.2 実施場所

本役務の実施場所は、東京都新宿区市谷本村町5番1号防衛省市ヶ谷庁舎C3棟地下3階とし、表1及び付図1による。

表 1－役務実施場所

区分	場所		備考
執務室 A	移設元	執務室 A	同室内での移設 及び一部器材を執務室 C へ移設
	移設先	執務室 A, 執務室 C	
執務室 B	移設元	執務室 B	同室内での移設
	移設先	執務室 B	

## 2.3 移設器材

移設器材は、付表 1 及び付表 2 に示す通信器材等とする。

## 2.4 実施時期等

本役務の作業は休養日に実施するものとし、実施日は官側との調整による。また、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までを基準とする。

## 2.5 実施内容

本役務の内容は、次による。

### 2.5.1 移設・据付

本役務のうち、移設・据付に関する実施事項は次のとおりとする。

- a) 執務室 A について、付表 1 に示す通信器材等を、付図 2 及び付図 3 のとおり移設及び据付を実施する。
- b) 執務室 B について、付表 2 に示す通信器材等を、付図 4 及び付図 5 のとおり移設及び据付を実施する。
- c) 移設・据付に関する細部は官側との調整による。

### 2.5.2 配線

本役務のうち、移設する通信器材等の配線に関する実施事項は次のとおりとする。

- a) 本役務の履行に当たり、移設した通信器材等に必要な LAN ケーブル (CAT 5 e) 及び配線敷設に必要な機材及び材料は、官側との調整の上、必要に足るよう契約の相手方が準備する。
- b) 敷設する LAN ケーブルは、適宜の予長を有するものとし、両端及び必要に応じて適宜の位置に識別表示を行うものとする。  
なお、表示要領については、官側の指示による。
- c) 敷設には床下フリーアクセスフロアを使用し、各執務室の既設 L 2 スイッチから通信器材等の移設先へ LAN ケーブルを配線する。
- d) 移設により不要となった既配線のケーブル等は、官側の指示により撤去する。

## 2.6 養生

契約の相手方は、本役務の履行に当たり廊下、ドア等に適切な養生を行い、移設する通信器材等及び施設に損害を与えないこと。

なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備する。

## 2.7 損傷発生時の対応

施設等に損傷が生じた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の責任及び費用負担により修復を行うこと。

## 2.8 使用部材

- a) 本役務の履行に必要な台車、据付用部材等は、契約の相手方が準備する。

- b) 契約の相手方は、書類等を梱包するための部材について、表2を基準として提供するものとし、契約後速やかに官側に搬入する。

表2－提供部材(基準)

番号	名称	仕様	数量	備考
1	段ボール箱又は、折畳みプラスチックコンテナ	430×310×290 (mm) または同等品	50箱	※1
2	ガムテープ	紙タイプ (50m)	10個	※2
3	表示ラベル	段ボール箱等表示用	50枚	

※1 移設完了後、回収する。

※2 折畳みプラスチックコンテナの場合を除く。

### 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 実施計画書

契約の相手方は、契約後速やかに次の事項を記載した本役務に関する“実施計画書”を作成し、官側の確認を得た後、4.3に基づき提出する。

- a) 実施体制
- b) 作業工程表
- c) 作業要領
- d) 留意事項
- e) その他必要な事項

#### 4.2 作業報告書

契約の相手方は、作業終了後速やかに作業報告書を作成し、4.3に基づき提出する。

#### 4.3 提出書類

契約の相手方は、表4に示す書類を提出する。

表4－提出書類

番号	名称	数量	媒体	提出先	提出時期	備考
1	実施計画書	各1部	紙	情報本部	作業開始前	様式等は、契約の相手方による。
2	作業報告書			画像・地理部	検査実施前	

#### 4.4 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- c) 契約の相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウィルススキャンソフトでウィルス等の混入がされていないことを確認

し、その結果を官側に提示するものとする。

#### **4.5 立入手続**

立入禁止場所への立ち入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、立入禁止場所への立入については、“情報本部における立入禁止場所等に関する達”に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養される、立ち入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

#### **4.6 官側の支援**

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

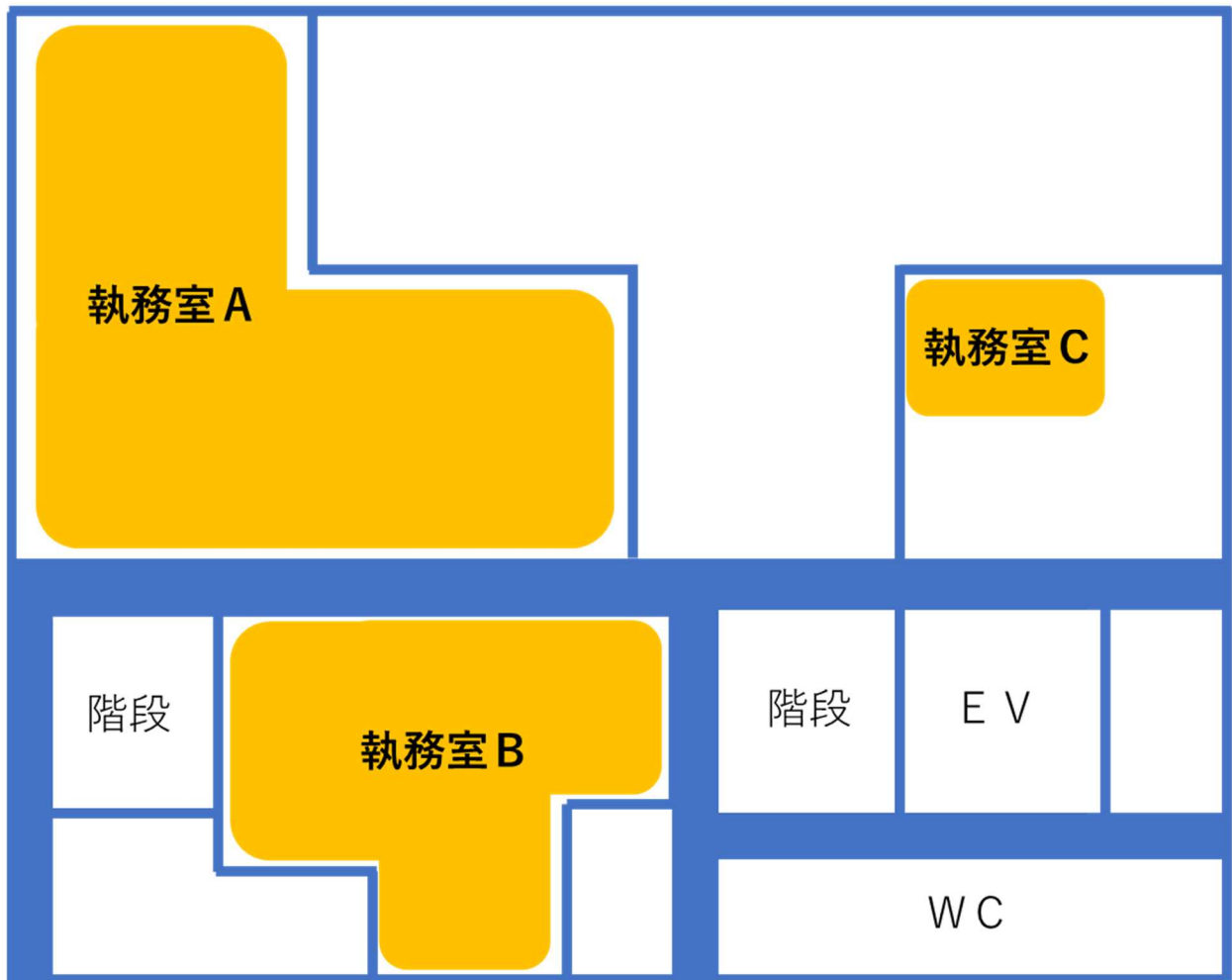
- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

#### **4.7 廃材の処理**

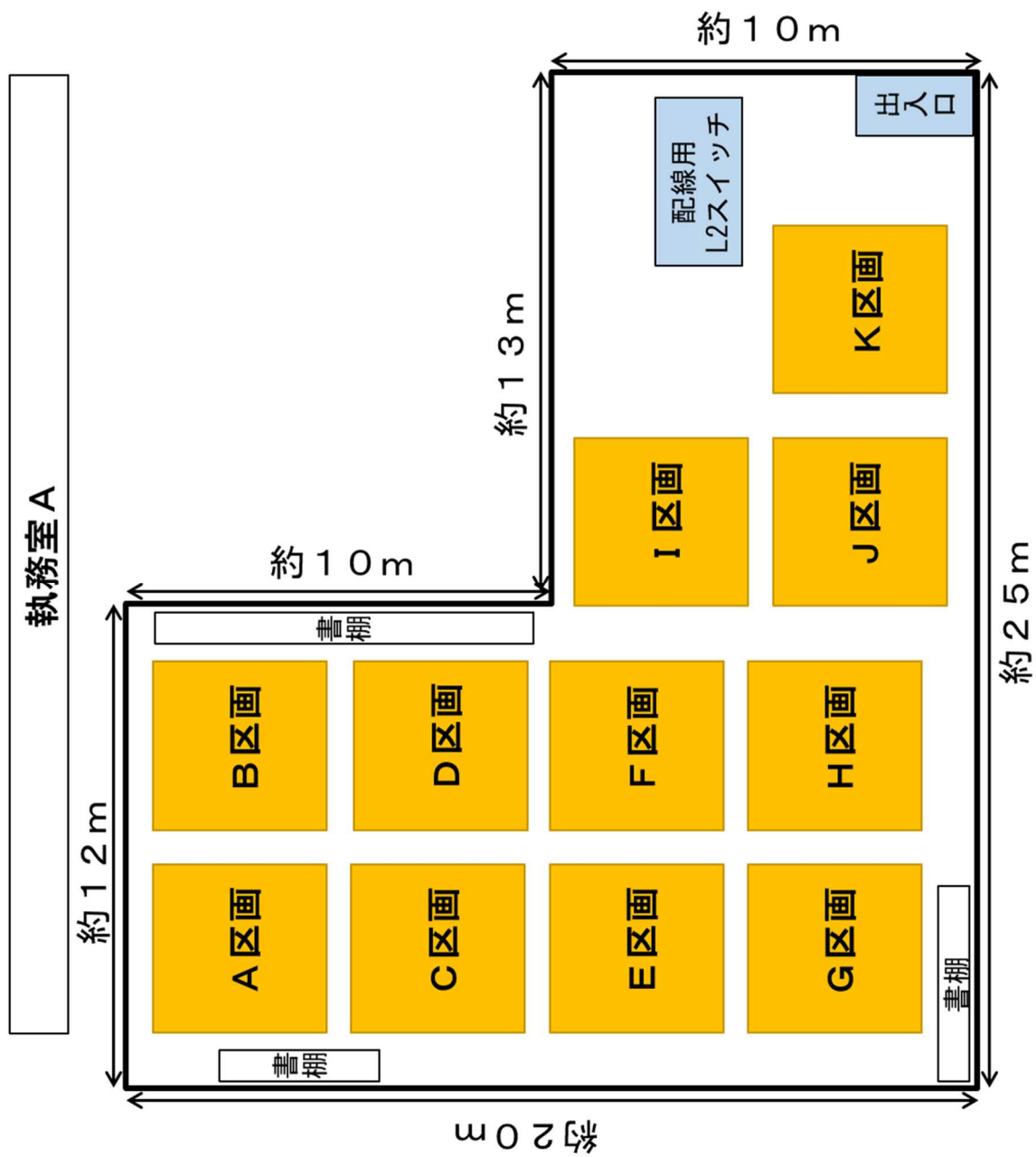
本役務の履行等により廃材が生じた場合は、契約の相手方が処分する。

#### **4.8 仕様書に関する疑義**

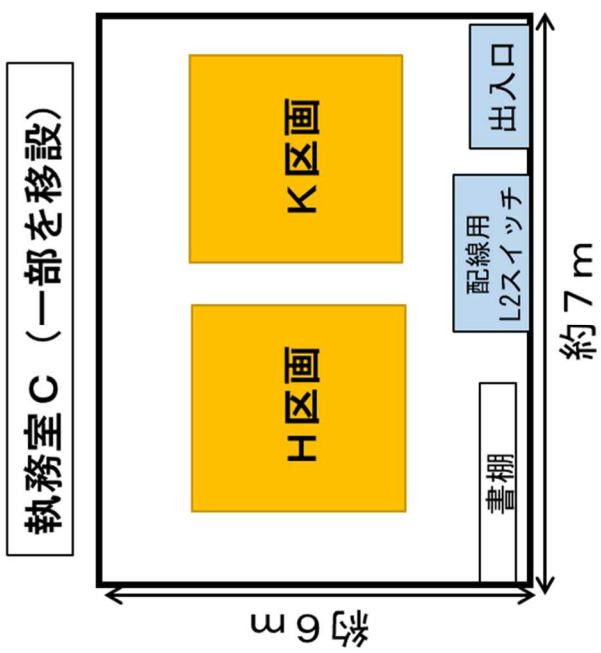
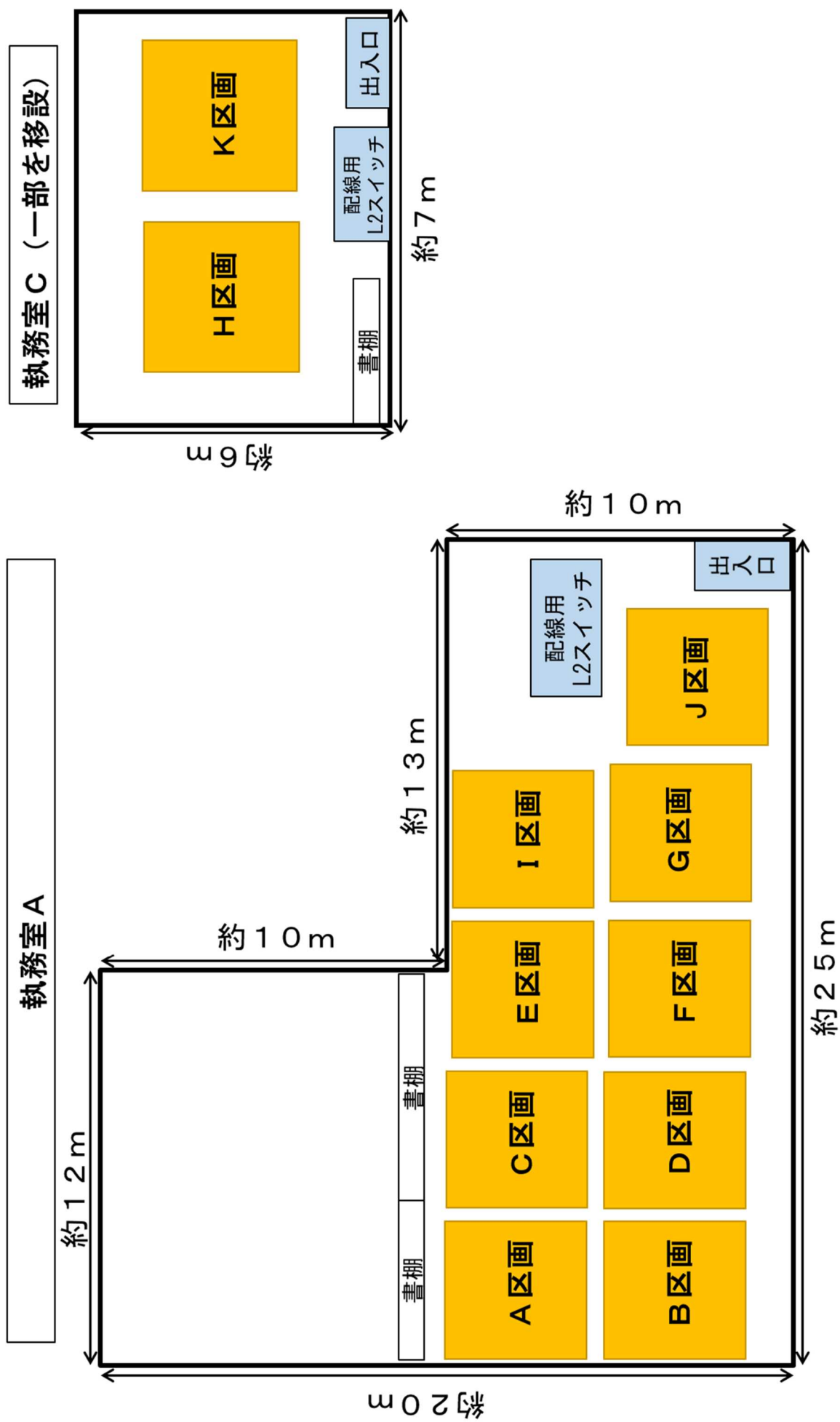
仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。



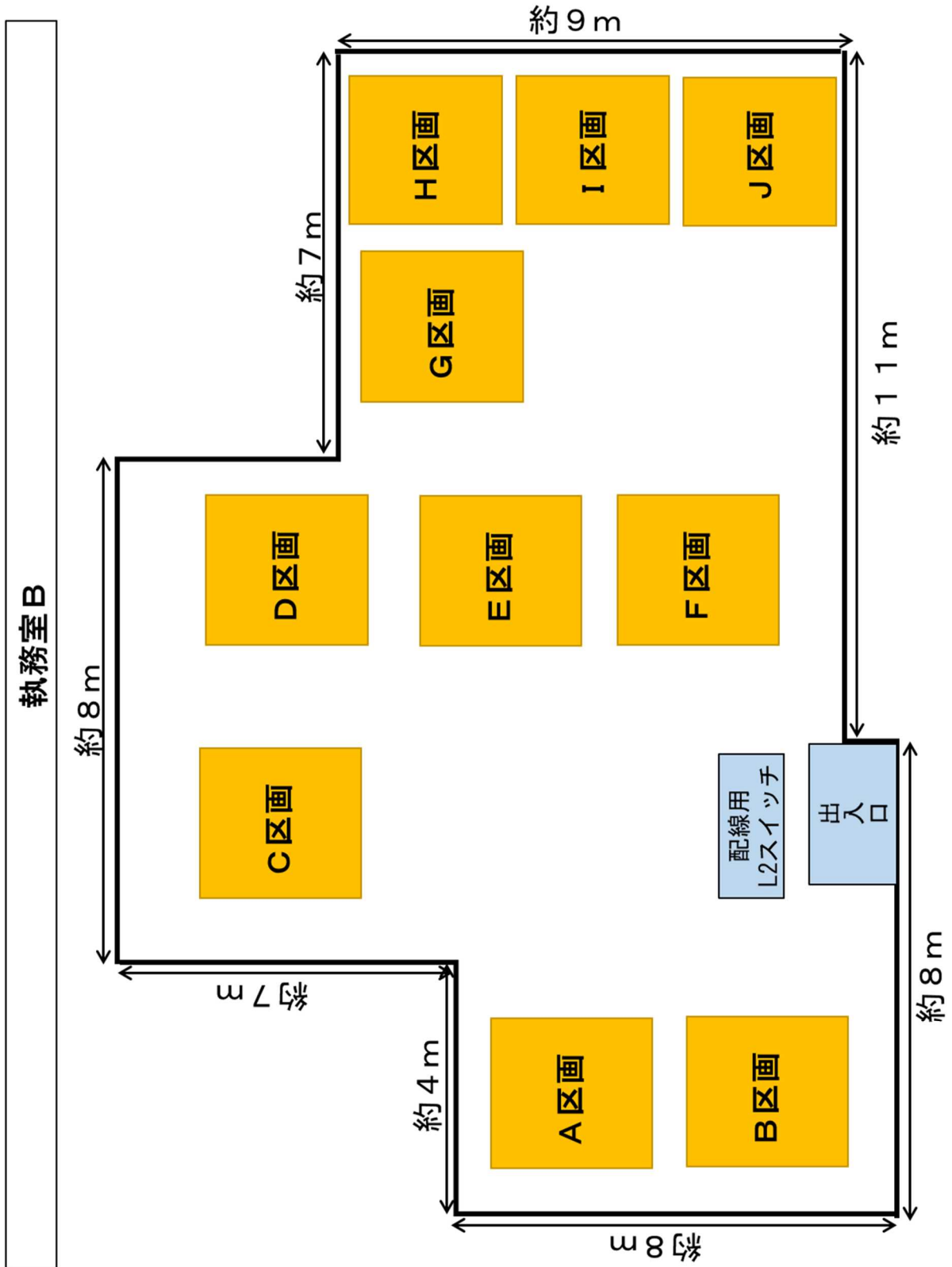
付図1 - C3棟地下3階執務室概要図



付図 2 - 執務室 A の器材配置図 (移設前)

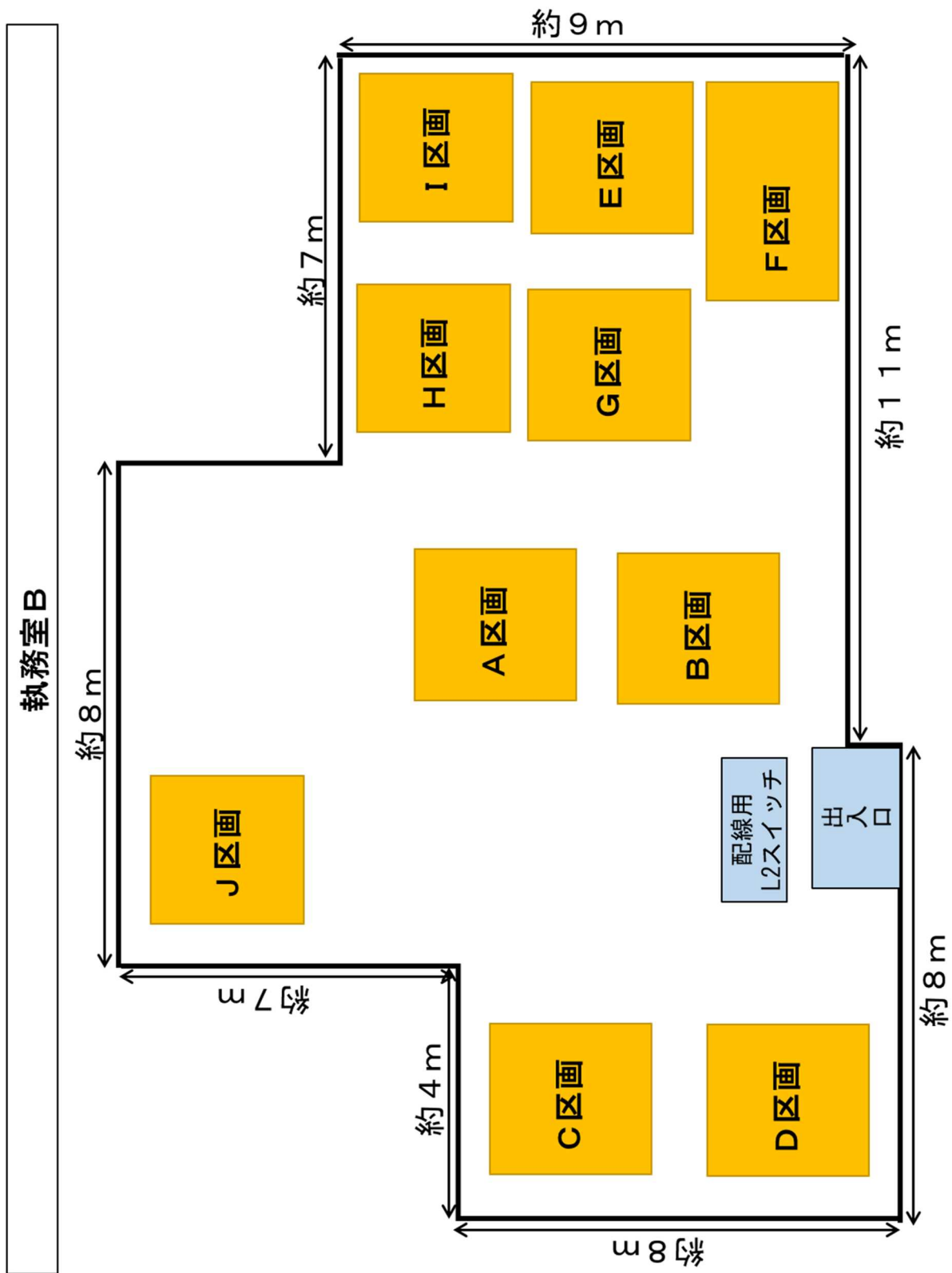


付図 3 - 執務室 A の器材配置図 (移設後)



付図 4—執務室 B の器材配置図 (移設前)





付図 5—執務室 B の器材配置図 (移設後)

付表 1－執務室 A の移設対象器材

番号	対象器材名称	数量	寸法(W×D×H) [c m]	質量 [Kg]	備考
1	折りたたみ机	1	150×79×70	10	
2	折りたたみ机	6	180×60×70	10	※1
3	L字型机	38	160×160×70	60	
4	L字型机	4	160×160×70	60	※1
5	PCラック	1	45×35×70	30	
6	平机	1	80×80×65	30	
7	平机	1	100×80×70	30	
8	平机	2	120×70×70	30	
9	平机	1	180×60×200	30	
10	平机	1	152×75×73	30	※1
11	平机	1	180×60×200	30	
12	演台	1	90×47×110	25	※1
13	作業机	1	181×120×71	60	
14	壁面書庫（両開き扉）	2	88×52×179	60	
15	壁面書庫（引き戸）	1	88×52×185	60	
16	壁面書庫（両開き扉）	1	88×52×185	60	※1
17	壁面書庫（引き戸）	1	90×45×260	60	
18	壁面書庫（両開き扉）	1	88×52×185	60	※1

付表 1 - 執務室 A の移設対象器材 ( 続き )

番号	対象器材名称	数量	寸法 ( W × D × H ) [ c m ]	質量 [ Kg ]	備考
19	壁面書庫 ( 両開き扉 )	3	90 × 45 × 215	60	※ 1
20	壁面書庫 ( 両開き扉 )	2	90 × 45 × 215	60	
21	壁面書庫 ( 引き戸 )	1	90 × 45 × 255	60	
22	壁面書庫 ( 引き戸 )	4	90 × 45 × 215	60	
23	壁面書庫 ( 両開き扉 )	1	88 × 52 × 185	60	
24	壁面書庫 ( 引き戸 )	1	90 × 40 × 179	60	※ 1
25	壁面書庫 ( 両開き扉 )	2	90 × 45 × 215	60	
26	ロッカー ( 両開き扉 )	2	90 × 45 × 128	30	
27	ロッカー ( 引き戸 )	1	88 × 40 × 101	30	
28	ロッカー ( 両開き扉 )	1	89 × 45 × 113	30	
29	薬棚	1	45 × 38 × 180	30	
30	ロッカー	1	90 × 52 × 180	35	
31	紙シュレッダー	2	50 × 50 × 90	55	
32	C D シュレッダー	1	51 × 55 × 90	55	
33	印刷装置 A	2	64 × 70 × 60	81	※ 2
34	印刷装置 B	3	42 × 48 × 35	24	※ 2
35	印刷装置 C	1	64 × 70 × 60	81	※ 2
36	大判印刷装置	2	197 × 69 × 137	123	※ 2

付表 1－執務室 A の移設対象器材（続き）

番号	対象器材名称	数量	寸法(W×D×H) [c m]	質量 [Kg]	備考
37	大判スキャナ	1	153×93×166	60	※ 2
38	パソコンA (デスクトップ型)	35	18×47×45	18	※ 2
39	パソコンA (デスクトップ型)	5	18×47×45	18	※ 1 ※ 2
40	パソコンA (デスクトップ型)	1	18×47×45	18	※ 2
41	パソコンB (デスクトップ型)	3	10×30×28	5	※ 2
42	パソコンC (ノート型)	8	31×20×2	1	※ 2
43	パソコンD (ノート型)	7	31×20×2	1	※ 2
44	パソコンE (ノート型)	5	31×20×2	1	※ 2
45	その他通信器材 (ノート型)	1	31×20×2	1	※ 2
46	その他通信器材 (媒体複製装置)	1	46×28×45	12	
47	電話機	10	21×20×10	1	※ 2
48	冷蔵庫	1	50×60×180	50	
49	パーティション	15	100×6×200	20	
50	パーティション (ドア)	1	91×6×200	30	
51	机用キャビネット	51	40×73×61	30	机付属品
52	キャスター付き椅子	54	60×60×92	20	机付属品
53	丸椅子	3	56×50×75	5	机付属品
54	キャスター付き丸椅子	6	50×50×45	5	机付属品

付表 1－執務室 A の移設対象器材（続き）

番号	対象器材名称	数量	寸法(W×D×H) [cm]	質量 [Kg]	備考
55	パイプ椅子	16	47×11×92	5	机付属品
56	モニター	82	57×21×50	4	パソコンA 付属品
57	UPS（無停電電源装置）	37	17×42×23	21	パソコンA 付属品
58	モニター	3	49×21×41	3	パソコンB 付属品
59	モニター	8	54×20×42	1.5	パソコンC 付属品

※ 1 執務室 C へ移設する器材

※ 2 LAN ケーブルの敷設が必要な器材

付表 2 - 執務室Bの移設対象器材

番号	対象器材名称	数量	寸法(W×D×H) [cm]	質量 [Kg]	備考
1	机 (A) 両袖机	6	160×70×70	75	
2	机 (B) 両袖机	4	140×70×70	72	
3	机 (C) 袖無机	3	140×80×70	40	
4	机 (D) 片袖机	1	140×70×70	55	
5	机 (E) 片袖机	2	120×70×70	50	
6	机 (F) 袖無机	3	100×80×70	25	
7	机 (G) 袖無机	1	120×80×70	29	
8	机 (F) 袖無机	1	80×75×70	25	
9	L字机	4	160×160×70	70	
10	更衣ロッカー	1	60×52×185	40	
11	壁面書庫 (A)	4	90×45×105	40	
12	壁面書庫 (B)	1	90×45×205	70	
13	壁面書庫 (C)	6	90×45×45	20	
14	壁面書庫 (D)	5	90×45×215	70	
15	壁面書庫 (E)	1	90×50×185	65	
16	壁面書庫 (木製)	2	90×40×180	60	
17	特殊書庫	1	52×48×88	50	
18	キャビネット	17	40×60×65	25	

付表２－執務室Bの移設対象器材（続き）

番号	対象器材器材	数量	寸法(W×D×H) [cm]	質量 [Kg]	備考
19	電話台	4	50×35×60	5	
20	小型書棚	1	50×35×60	5	
21	プリンタラック	1	70×65×125	15	
22	プリンタ（大）	3	60×70×115	90	※
23	プリンタ（中）	1	60×65×95	70	※
24	プリンタ（小）	1	40×45×35	30	※
25	シュレッダー	2	50×50×90	95	
26	テレビ（大）	1	135×70×195	50	
27	テレビ（小）	1	78×50×20	15	
28	テレビ棚	1	75×45×45	5	
29	ソファ（大）	1	170×70×70	55	
30	ソファ（小）	2	70×70×70	25	
31	ソファ（小）	1	120×60×40	25	
32	茶器棚	1	90×45×90	20	
33	給湯ラック	1	70×45×85	20	
34	ホワイトボード	2	190×55×180	30	
35	パーティション	2	90×45×180	15	
36	冷蔵庫	1	47×57×122	35	

付表 2 - 執務室Bの移設対象器材 (続き)

番号	対象器材器材	数量	寸法(W×D×H) [cm]	質量 [Kg]	備考
37	パソコンA	20	17×44×38	5	※
38	パソコンB	20	17×44×38	5	※
39	パソコンC	2	17×44×38	5	※
40	電話機	20	43×20×3	1	※
41	椅子 (A)	1	60×45×85	20	机付属品
42	椅子 (B)	23	55×45×95	20	机付属品
43	椅子 (C)	2	40×40×75	15	机付属品
44	丸椅子	5	35×35×45	10	机付属品
45	パイプ椅子	2	40×35×85	5	机付属品
46	モニター	20	55×30×50	5	パソコンA 付属品
47	モニター	20	55×30×50	5	パソコンB 付属品

※ LANケーブルの敷設が必要な器材